



NextNews 12月号

はじめに



いつもお世話になります。
オフィスワングループより皆様へ
事務所オリジナル記事も交えながら、
皆様のお役に立つ様々な
ビジネス情報を発信させて頂きます。

お時間のあるときに気軽に
読んでいただければ幸いです。

※この案内は、当社のお客様や、名刺交換をさせていただいた方へ、毎月お送りしております。
少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

今後この案内がご不要の場合は、お手数ですが弊社宛てにご連絡頂きますようお願いいたします。

オフィスワングループ
ホームページ

<http://officeone-jp.com/>

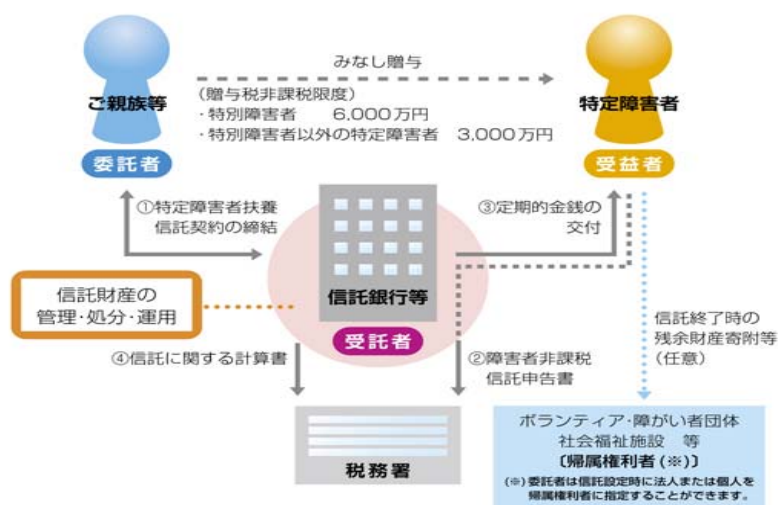
6000万円を贈与しても非課税？！

オーナーや取引先の方でお困りの方へお伝え下さい！

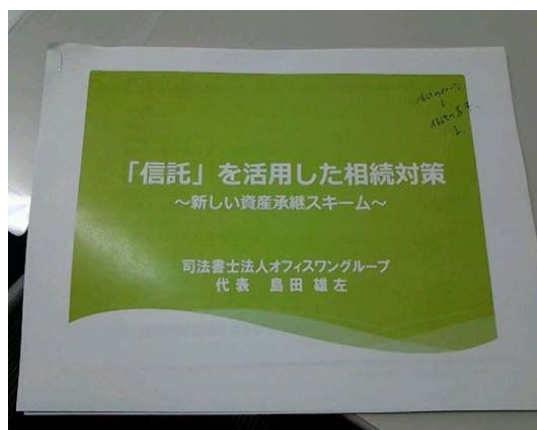
特定贈与信託(特定障がい者扶養信託)は、障がい者(重度の心身障がい者、中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)の方の生活の安定を図ることを目的に、そのご親族等が金銭等の財産を信託会社に信託するものです。

信託会社等は、信託された財産を管理・運用し、特定障がい者(以下に記載する「特別障がい者」及び「特別障がい者以外の特定障がい者」をいいます。)の方の生活費や医療費として定期的に金銭を交付します。

この信託を利用しますと、特別障がい者(重度の心身障がい者)の方については6,000万円、特別障がい者以外の特定障がい者(中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)の方については3,000万円を限度として贈与税が非課税となります。



民事信託・家族信託セミナー開催しました！



民事信託・家族信託セミナーを開催！
今回は税理士先生、不動産会社の方を対象に行いました。
参加された方からは終わったあとも質問を多く頂きました。
また、セミナー後の感想をお伺いしても信託に対する関心は高まっています……

まずは基礎編ということで、「民事信託と商事信託の違いは？」
「信託の登場人物は？」
という基礎をお話させて頂きました。

基礎を踏まえた上で、事例を2つ紹介させて頂きました。
「資産家の不動産をどのように承継するのか」
「子供のいない家庭での信託活用事例」

次回のセミナーはもう少し具体的に税金面のリスクや信託時の手数料の話などを詳細を解説します。

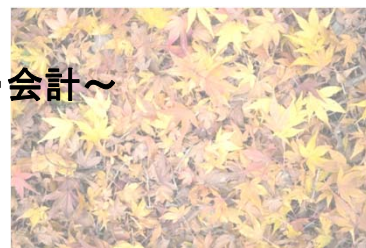
興味があれば、行員様向けセミナーもお受けしております！

今月の
PICK UP



融資先の経営者様へお伝え下さい！ 法人の飲食代の扱い ~利益を上げる税務・会計~

1. 社員の残業食事代など福利厚生費
2. 会議を目的とした飲食代
3. 接待交際を目的とした飲食代



「3」はこれまで一部または全部を経費にすることはできなかったため、2と3の区分が問題となっていました。

し、現在は、会議を目的とした飲食代であれば、一人あたり5千円まで、接待交際費にする必要はなく、「会議費のままがいい」という明確な基準ができています。それに加え、問題となっていた接待交際費について、中小企業の場合は年間800万円までなら全額、大企業であっても支出した金額の50%を、経費にすることができるように緩和されたのです。中小企業の場合は年間800万円まででもその10%を、大企業の場合は全額を経費にできなかったため、これは大きな緩和です。

ちなみに、中小企業で年間800万円を超えた場合は、支出した金額の50%といずれかを選択することとなります。 記事提供：税理士事務所